

国民健康保険税のお知らせ

○保険税の決定

平成24年度国民健康保険税の税率が決まりましたのでお知らせします。

国民健康保険税は、加入者の皆さんが病気やけがをしたときの医療費、後期高齢者の医療を現役世代が支援する費用、および介護保険の介護サービス・介護予防事業の費用に充てられる大切な財源です。

今後も皆さんが安心して医療を受けるための保険給付費等を確保するために、本年度は税率を改定することとなりました。ご理解とご協力をお願いします。

区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護分 (40歳～65歳未満の方)
所得割	課税対象所得額 [※] に対し 7.54%	課税対象所得額 [※] に対し 2.78%	課税対象所得額 [※] に対し 2.65%
均等割	国保加入被保険者 1人につき 16,600円	国保加入被保険者 1人につき 8,900円	介護保険第2号被保険者 1人につき 10,300円
平等割	国保加入世帯 1世帯につき 15,200円	/	/
限度額	510,000円	140,000円	120,000円

課税対象所得額 = 前年中の総所得金額－基礎控除額（33万円）

○平成24年度の納税通知書・特別徴収開始通知書を8月10日に発送します

納税通知書等がお手元に届きましたら、必ず開封して内容をご確認いただき、ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

特別徴収開始通知書は、年金天引き額のお知らせですので、通知書にて保険税を納付する必要はありません。

○国民健康保険には減免制度があります

国民健康保険の被保険者の方が、次の要件にあてはまり、一時的に保険税の納付や医療機関等での支払いが困難になった場合、申請していただくことにより負担が軽減される場合があります。

- ・風水害、火災等の災害により居住している住宅、家財等に著しい損害を受けたとき
- ・干ばつ、冷害等による農作物の不作、不漁等により前年と比べ世帯の収入が著しく減少したとき
- ・事業または業務の休廃止、失業等により前年と比べ世帯の収入が著しく減少したとき
- ・世帯の生計を主に維持する者が死亡または心身に重大な障がいを受ける等により、前年と比べ世帯の収入が著しく減少したとき

※減免額等は資産・収入等の状況や生活保護の基準生活費を基準に判定されます。

詳しい内容は、お問い合わせください。

お問い合わせ

納税通知書等に関する事	税務課市民税係	☎63-51110
保険税の減免に関する事	税務課債権収納対策室収納係	☎63-51110
医療機関等での窓口負担の減免に関する事	市民生活課国保係	☎63-51112